

エーザイ豊友会本庄支部会則

(名称)

第1条 エーザイ豊友会本庄支部（以下「本庄支部」）と称し所在地を本庄支部長宅とする。

(目的)

第2条 本庄支部会則はエーザイ豊友会会則・エーザイ豊友会会計規定・エーザイ豊友会会計監査規定を基本とし支部活動の円滑運営を目的とする。

(役員)

第3条 本庄支部には次の支部役員を置く。

- (1) 支部長（1名）
- (2) 副支部長（若干名）
- (3) 事務局長（1名）
- (4) 理事（若干名）
- (5) 監事（1名）
- (6) 必要により事務局（若干名）

(役員を選出)

第4条 支部役員を選出は下記の通り行う。

- (1) 支部役員は支部会員の中から推薦され役員会で承認を得る。
- (2) 支部長は支部役員の中から推薦され役員会で承認を得る。
- (3) 副支部長・監事・事務局長は支部役員の中から互選で決める。

(役員の仕事)

第5条 支部役員の仕事は次の通りとし、支部役員会を構成する。

- (1) 支部長、副支部長、事務局長は本部理事を兼務する。
- (2) 支部長は本庄支部の代表として会務を総括し、支部役員会と運営委員会（同好会代表と支部役員で構成）を招集する。
- (3) その他支部長は必要により会議を招集する。
- (4) 副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時は代行する。
- (5) 事務局長は会務を遂行するに必要事項を実施する。
支部会計、名簿管理、活動記録作成等の必要事項を行うが一部を他の役員に委託することはできる。
- (6) 支部役員は支部役員会を構成し会の運営に必要な事項の協議決定に参画し支部の行事担当者として仕事を遂行する。
- (7) 監事は支部の財産状況及び支部長業務執行状況を監査する。
支部財産の近況又は業務の執行につき、非違を発見した時は、

その都度支部理事会の招集を支部長に要求することが出来る。

(役員の仕事)

第6条 支部役員は一期2年として再任を妨げない。

(会議)

第7条 支部には次の会議を置く。

(1) 支部役員会

支部役員、監事、事務局をもって構成し、支部方針、事業計画、予算計画および決算等を協議決定し総会に報告する。

また、本庄支部で発生した重要事項を本会議で協議決定する。

支部役員会は必要に応じて開催出来る。

(2) 運営委員会

支部役員及び同好会責任者で構成し、原則支部総会前に開催し同好会活動計画・予算を協議し実績を確認する。

(事業内容)

第8条 本庄支部は第2条の目的を達成するために次の事業および活動を行うことが出来る。

(1) 総会

(2) 講演会

(3) 親睦会

(4) 同好会活動

(5) 支部会員名簿維持・管理

(6) 慶弔に関する事項

(7) その他

(会則の改廃)

第9条 本庄支部会則の改廃は支部役員会の決定による。

| | | |
|-------|------------------|---|
| 設立 | 平成4(1992)年11月20日 | 設立 |
| 会則実施 | 平成18年4月1日 | |
| 第1回改訂 | 平成19年4月3日 | 役員、事務内容の修正改定 |
| 第2回改定 | 平成24年10月1日 | 協賛金廃止、事業内容改定 |
| 第3回改正 | 平成27年4月1日 | 役員人事、事業内容改定 |
| 第4回改定 | 令和元年6月7日 | 本会所在地明文化、豊友会会長、理事長承認事項(支部役員、支部長選任)削除、事務局長職務の一部を他の役員への委託可能化、相談役削除、同好会予算協議と決定の分離、 |